

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホームきしまの里

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 貝塚誠心園

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援2」及び「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 利用料等のお支払い方法	5
7. サービス提供における事業者の義務	6
8. サービスの利用に関する留意事項	7
9. 入居中の医療の提供について	7
10. サービス利用をやめる場合	8
11. 非常災害時の対策	9
12. 緊急時の対応方法	9
13. 衛生管理等	10
14. 高齢者虐待について	10
15. 事故損害賠償について	10
16. 苦情の受付について	10
17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	11

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 貝塚誠心園
- (2) 法人所在地 大阪府貝塚市森 1103 番地の 2
- (3) 電話番号 072-446-8022
- (4) 代表者氏名 理事長 横井 清
- (5) 設立年月 昭和51年12月10日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
平成19年 4月 1日指定
介護保険事業所番号2791300029号
- (2) 事業所の目的 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険令に従い、適正な運営を確保する為に必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が認知症の利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 グループホームきしまの里
- (4) 事業所の所在地 大阪府貝塚市三ツ松 869 番地の 1
- (5) 電話番号 072-446-8200
- (6) ファックス番号 072-446-8208
- (7) 管理者氏名 東 優子
- (8) 当事業所の運営方針
当事業所は、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対し、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう援助を行います。
- (9) 開設年月 平成19年4月1日
- (10) 利用定員 9名
- (11) 通常の事業の実施地域 貝塚市

3 居室等の概要

当事業所はユニット型で、以下の居室・設備をご用意しています。

滞在される居室は、全てユニット型個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	9室	
合計	9室	
食堂	1室	共同生活室
浴室	1室	ユニットバス
	1階に2室	一般浴・機械浴室、特殊浴槽室
トイレ	5室	
医務室	1室	1F(きしまの里診療所)

※上記は、厚生省が定める基準により、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置>

職 種	当施設配置数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護支援専門員	1名	1名
3. 介護職員	7名	4名

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 直接処遇職員の介護職員の配置は、3：1で行います。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	正規の勤務時間帯 9：00～17：30 1名
2. 介護支援専門員	日勤 9：00～17：30 1名
3. 介護職員	標準的な時間的における最低配置人員
	早朝 7：30～16：00 1名
	日中 9：00～17：30 1名
	遅出 11：00～19：30 1名
	夜間 17：00～ 9：00 1名

5 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第5条参照）

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食費を除く通常9割・8割・7割のいずれか）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・併設する特別養護老人ホームきしまの里の管理栄養士の立てる献立表を参考にし、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の残存機能を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって頂く機会を多く持ちます。
- ・食事時間は制限しませんが、おおよその目安は、
朝食8：00～8：30 昼食12：00～13：00 夕食17：00～18：00
です。

②入浴

- ・入浴または清拭をケアプランに基づいて行います。
- ・身体状況により特殊浴槽や機械浴もご利用いただけます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身等の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。

⑤生活サービス

- ・日常生活上の世話（離床・着替え・整容・掃除・洗濯等）をご契約者の能力に応じて援助します。

⑥その他自立への支援

- ・残された能力が最大限発揮できるよう、生活意欲が引き出せるよう、ご契約者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

⑦相談及び援助

- ・ご契約者またはその家族からのご相談に応じます。

<サービスの利用料金（1日あたり）>

利用料金については、別紙の料金表を参照し、ご契約者の「要介護度」又は「要支援2」

に応じたサービス利用料金（介護保険給付費額）の1割・2割・3割のいずれかをお支払いいただきます。

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 円	要介護度2 円	要介護度3 円	要介護度4 円	要介護度5 円
2. うち、介護保険から給付される金額	円	円	円	円	円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	円	円	円	円	円

1. ご契約者のサービス利用料金	要支援2 円
2. うち、介護保険から給付される金額	円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	円

- ☆ご契約者に提供する食事に要する費用と家賃は別途いただきます。（下記（2）参照）
- ☆ご契約者がまだ「要介護」又は「要支援 2」の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。「要介護」又は「要支援 2」の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（入居利用料）

家賃	当該月の利用日数に応じて日割り計算します。（小数点以下は切捨てとする）	50,000/月
食費	日割り計算します。	1,500/日

（その他利用料）

理髪・美容	美容室の出張によるサービスを利用いただけます。	(調髪) 2,000円 (丸刈) 1,800円 (顔剃) 500円
おむつ代	利用者のご希望に応じて提供します。	実費
教養娯楽費	施設行事計画にレクリエーション行事を企画します。	材料費等の実費

○その他の費用

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者に負担させることが適当と認められる費用は、実費負担となります。

6 利用料等のお支払い方法（契約書第6条参照）

利用料・費用は1か月ごとに計算し、ご請求します（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数、入居日に基づいて計算した金額とします）。

原則、ご利用者もしくはご家族様の預金口座からの「自動引き落とし」とさせていただきます。ご契約の際、預金口座振替依頼書をお渡ししますのでご協力の程お願いいたします。

- ①金融機関口座からの自動引き落とし(引き落とし日は毎月27日、但し当日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌日となります)
(支払い方法 ご利用者様の口座から引き落とし)
- ②集金委託先：「三菱UFJファクター株式会社」（東京三菱銀行の関連会社）に委託します。

※入金確認後、領収証を発行します。

7 サービス提供における事業者の義務（契約書第8から第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するものとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

⑦ 事業者は、ご契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご契約者の個人情報を用いませぬ。また、ご契約者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご契約者の家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、ご契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
刃物などの危険物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物
また、大きな家具及び所持品の数量にも制限があります。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院医療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人桐葉会 木島病院
所在地	大阪府貝塚市森 892 番地
診療科	精神科・神経科・内科・歯科

10 サービス利用をやめる場合

(1) 契約終了について

契約有効機関は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第17条参照)

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援1と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ ご契約者が他の介護老人施設へ入所することになったとき

(2) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | | |
|---|---|
| ① | ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ② | ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
| ③ | ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第21条参照）

本契約が終了し、ご契約者は事業所を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うよう努めます。

- 一 適切な病院もしくは診療所または介護老人施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業所の紹介
- 三 その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

1.1 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人貝塚誠心園 消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練	別途定める「社会福祉法人貝塚誠心園 消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居の方も参加して行います。
消防計画等	貝塚消防署への届出：随時 防火管理者：西山 嘉博

1.2 緊急時の対応方法

(1) 緊急時等の対応

サービス提供中、ご契約者に緊急・急変が生じた場合、利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。また、必要に応じて救命処置を実施するとともに速やかに医療機関へ救急搬送します。

(2) 事故発生時の対応

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご契約者家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

1.3 衛生管理等

- ①当事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ②当事業所において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1.4 高齢者虐待について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など大切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1.5 事故損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1.6 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | | | |
|--------------|----------|-------|--------|--------------|
| ○苦情解決責任者 | [職名] 施設長 | 窪堀 明 | | |
| ○苦情受付窓口（担当者） | [職名] 管理者 | 東 優子 | | |
| ○第三者委員 | 代表監事 | 中村 和典 | TEL 番号 | 0725-44-2116 |
| | 監事 | 山崎 春美 | TEL 番号 | 072-446-1271 |

○受付時間 12月31日～1月3日を除く毎日 9:00～17:30

○電話番号 072-446-8200

また、苦情受付ボックスを1階受付前及び各階職員室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【貝塚市健康福祉部】(土、日、祝は休業) 貝塚市健康福祉部 高齢介護課担当	〒597-8585 電話番号 072-433-7040 (直通) ファックス 072-430-4775 受付時間 午前9時～午後5時30分	大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
【広域事業者指導課】(土、日、祝は休業) 介護事業者担当	〒596-0076 電話番号 072-493-6132 ファックス 072-493-6134 受付時間 午前9時～午後5時30分	岸和田市野田町3丁目13番2号 泉南府民センタービル4階
【大阪府国民健康保険団体連合会】 (土、日、祝は休業)	〒597-8585 電話番号 06-6949-5418 ファックス 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時30分	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号

1.7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和元年7月5日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人 カロア
評価結果の開示状況	有 (ワムネット掲載、施設内掲示)

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

グループホームきしまの里

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 ()

代筆者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 ()